

# 納税環境の整備について (更正の請求に係る重加算税制度の見直し)

令和 5 年 1 2 月 1 4 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 納税環境の整備：更正の請求に係る重加算税制度の見直し

## 現行制度の概要

- 仮装・隠蔽したところに基づき納税申告又は期限後特例申告書の提出等をしていたときは、過少申告加算税又は無申告加算税に代え、35%（過少申告）又は40%（無申告）の重加算税を賦課。
- 他方、申告後に仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（10%）又は無申告加算税（15%）を賦課）。

## 改正の必要性

- 内国税においては、「納税申告」（税額を確定させるための手続）か「更正の請求」（税額を減額させるための手続）かという税務当局に対する手続の性質により、仮装・隠蔽行為が行われた場合のペナルティの水準が異なることは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、「更正の請求」に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要があるとして、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合も重加算税の賦課の対象に加えることを検討している。
- 関税においても、内国税と同様に、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当。

## 改正の方向性

- 内国税の改正の状況を踏まえて、仮装・隠蔽したところに基づき関税の「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象に加える。

